

## 火災損害届の基本的考え方

火災損害届により、り災状況の報告を求め提出していただくことにより、消防機関が発生した火災により焼失し確認することが出来ない部分についての損害状況を把握するため、り災者の方に自己のり災状況を書類により報告していただき、火災統計の参考とするものです。したがって、火災損害届は火災保険等の民事には一切関係のないものです。損害見積額の申告をそのまま火災統計の数値とするものではありませんが、申告と統計の価格格差を少なくするため、以下の解説を参考として下さい。

### 火災損害届の解説

#### 1 火災損害届における不動産と動産の考え方

##### (1) 火災損害届の不動産とは

土地に定着している建物や容易に動かすことができない物置類、塀の類、庭木の類、物干し台等が不動産に該当します。

##### ア 不動産該当例

- 備え付けのシステムキッチン等は、不動産に該当します。
- 水道、ガス、電気設備等は、不動産に該当します。
- たたみ、障子等は、不動産に該当します。(障子に書いてある絵が美術品である場合は動産として取り扱って下さい。)

##### イ 提出書類

- 不動産の建物(屋根のある建物で高さがおおむね1.8m、かつ、床面積が1.5㎡以上)に損害がある場合は「火災損害届(不動産・動産)」用の書類で提出して下さい。
- 不動産の建物であっても、建物外に取り付けられた物件(看板、ネオン塔、物干し、電算電力計等、電柱、塔等)が単独で焼損した場合は「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の、その他欄に記入して提出して下さい。
- 立木類は不動産に該当しますが、「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の、(林野の立木類は林野)、(庭木等はその他)欄に記入して提出して下さい。

##### (2) 火災損害届の動産とは

基本的に不動産以外のものが動産に該当します。

##### ア 動産該当例

- 建物内の衣類、什器類、家具類、書籍類等は動産に該当します。
- 容易に移動可能な農業用ビニールハウス、農機具類等は動産に該当します。
- 自動車、船舶、航空機類は動産に該当します。

##### イ 提出書類

- 建物火災において、不動産、動産共に損害があった場合は「火災損害届(不動産・動産)」用の書類で提出して下さい。なお、動産が複数ある場合は、り災物件明細書に、建物内と建物以外の物件を分けて記入し、その合計を動産欄に記入して下さい。
- 建物火災において、建物内の動産(動産の所有者)のみ損害があった場合は「火災損害届(動産)」用の書類で提出して下さい。なお、動産が複数ある場合は、り災物件明細書に内訳を記入し、動産欄に記入して下さい。
- 建物内以外の場所にある動産にのみ損害があった場合は「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の、その他欄に記入して提出して下さい。
- 自動車、船舶、航空機類に損害があった場合は、「火災損害届(車両・船舶・林野・その他)」用書類の該当欄に焼損した車両台数・船舶数ごとに記入して提出して下さい。

### 不動産損害見積額の算定について

火災損害の損害見積額は、損害保険等で加入している損害に対する再取得価格額とは異なり、あくまで時価を申告していただくものです。時価は社会通念上評価される妥当な金額を申告者が計算して下さい。なお、時価の計算方法として、消耗品等は減価償却の方法により、経過年数に応じて減価を控除した残存価格(経過残存率)によるものと、絵画・クラシックカー等のいわゆる、通り相場によるものがあります。

※ 古い建物の建築(購入)金額について 民家で80年前に80坪、8,000円(坪単価100円)で建築した建物を例とすると、80年前と現在では貨幣価値が全く違い、購入金額を現在の価値に変えて損害見積額を求める必要があります。消防統計では年々変わる補正係数で再建築費単価(上記例30,656,000円)を求めています。しかし、火災損害の報告者にこれを求めるのは極めて困難です。したがって、古い建物で貨幣価値が著しく異なる場合、建物の建築金額については申告者が再建築費単価を推定し、妥当な金額を購入金額に変え、損害見積額を計上して下さい。

## 木造建物の損耗度による残存率の基準表

消耗品等の減価償却の方法による算出方法の参考となる木造建物の消耗度による残存率の基準表は以下のとおりです。なお、経過年数(目安)は現在価格で坪単価40万円相当のモルタル壁、住宅を目安としています。(経過年数が不明な場合などに、消耗度のおおよその目安の参考として下さい。)

残存率	経過年数(目安)	区分	消耗度のおおよその目安(鑑別要項)
100%	1~2年	外部 内部	建築直後で大した損耗が認められない。 上に同じ
95%	3~4年	外部 内部	幾分古さを感じるが大した損耗が認められない。 1. 大した損耗が認められない。 2. 畳表の取り替えを要する。
90%	5~8年	外部 内部	1 外壁板張りの板が変色している。 2 トタン、雨樋の塗り替えを要する。 1 内部仕上材及び造作に古さを感じる。 3 襖の張り替えを要する。
80%	9~13年	外部 内部	1 台所、浴室周りの水が沁みやすい部分及び土台の一部取り替えを要する。 2 下屋の鉄板、雨樋及び下見板の一部取り替えを要す 1 天井、造作等に「しみ」「すすけ」が見受けられる。 2 漆喰塗、砂壁の上塗りを要する。 3 根太、束の部分的修理を要する。
70%	14~18年	外部 内部	1 基礎のモルタルが損傷し30~70%程度仕上塗り替えを要する。 2 北側、隣家に近接する日照のない部分の土台及び柱の大修理を要する。 3 外壁の亀裂その他の損傷が認められる。 1 内壁、天井、内部造作等から古びた感じを受ける。 2 内部のいたるところに隙間を生じている。 3 建具類の建て付けが悪い。 4 土間コンクリートの30~50%の塗り替えを要する。
60%	19~24年	外部 内部	1 下見板が40%程度割れている。 2 トタン屋根及び雨樋の大修理を要する。 3 軒先の一部が腐朽している。 4 基礎の部分的沈下が見受けられる。 5 土台の30%、柱の10%が腐朽している。 1 天井、内壁及び造作の一部が損傷している。 2 建具の建て付けが悪い。 3 畳床の一部を取り替えることを要する。
50%	25~29年	外部 内部	1 基礎の一部が沈下している。 2 土台40%、柱15%の取り替えを要する。 3 屋根の瓦が緩んでいる。 4 外壁は全般的に老朽し、モルタルは塗り替えを要する。 1 天井、内壁、造作に損傷したところが見られる。 2 建具の建て付けの不良箇所が見られる。 3 根太の落ちた部分が見られる。 4 拭板床の40%以上修理を要する。
40%	30~34年	外部 内部	1 基礎の主要部の沈下が見られる。 2 土台の50%程度の取り替えを要する。 3 建物が全般的に緩んだ感じで、屋根瓦の緩みも見られる。 4 外壁の一部が破損はく落している。 1 建具の建て付けの不良箇所が多い。 2 土間コンクリートの塗り替えを要する。 3 内壁にはく落した箇所が見られる。 4 出窓の取り替えを要する。
30%	35~40年	外部 内部	1 基礎の大部分が沈下している。 2 土台70%、柱30%が腐朽している。 3 屋根の波打が見られる。 4 建物のくずれが全体的に見受けられる。 5 外壁が全般的に腐朽している。 1 内壁の破損部分が多い。 2 建具の骨折がある。 3 造作の破損が見られる。 4 建物の内部が相当の古さを感じる。
20%	41年以降	外部 内部	1 建物が全体的に腐朽破損が大である。 2 建物が傾斜している。 3 居住上危険を感じる。 4 建物としての効果を十分果たさないと判断される。 1 内壁の大部分がはく落している。 2 天井が一部脱落している。 3 床が波打っている。 4 造作の破損、建具の骨折箇所が多い。

### 鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造・住宅・病院等の経年残存率の参考表

経過年数	1~5年	6~10年	11~15年	16~20年	21~25年	26~30年	31~35年
残存率	0.99~0.96	0.96~0.93	0.93~0.90	0.90~0.87	0.87~0.84	0.84~0.81	0.80~0.78
経過年数	36~40年	41~45年	46~50年	51~55年	56~60年	61~65年	66~70年
残存率	0.77~0.75	0.74~0.72	0.71~0.69	0.68~0.66	0.65~0.63	0.62~0.60	0.59~0.56